

令和8年度

先駆的産業技術研究開発支援事業

公募要領

《申請書受付期間》

令和8年4月8日（水曜日）～5月22日（金曜日）17:00まで

（郵送の場合、当日消印有効）

《申請書類の入手方法》

申請書の様式は以下のホームページよりダウンロードできます。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/senku_bosyu.html

《お問い合わせ先及び申請書受付窓口》

商工労働部 企業政策局 成長産業推進課 エネルギー政策班

TEL:073-441-2373 FAX:073-432-0180

令和8年4月

和歌山県

【今年度の主な変更点】

●補助対象事業者の拠点条件の変更

<変更前>

和歌山県内に事業所を有し、補助事業の主たる実施場所が和歌山県内に所在すること

<変更後>

和歌山県内に事業所を有している、若しくは事業期間内に事業所を県内に構える予定があること、又は補助事業の主たる実施場所が和歌山県内であること。

●先端技術社会実装の新規募集廃止

●先駆的産業技術研究開発内の申請区分変更

経営の新たな柱となりうる事業探索に向けた基礎研究への支援として「チャレンジ支援」枠を新設します。補助期間は1カ年（申請年度限り）、補助金額上限は500万円、補助率は2/3とします

また、保有シーズを活かした仮説検証や実用化検証を通じた応用研究への支援として「シーズ実装」枠を設定します。補助期間は3カ年、補助金額上限は2,000万円、補助率は2/3とします。

●人件費算定方法の変更（P6の「人件費の算定について」を要確認）

【今年度の主な注意点】

●申請の締切厳守について

締切日に一部でも書類の不足があった場合は、申請は書類不備による不採択といたします。計画書を含む申請書だけでなく、公的書類や財務諸表についても、必ず締切日までに提出ください。原本が必要な書類の複写物提出も受理しかねますので、御留意ください。

●事業案について

近年、単なる商品開発の申請や、申請者が主体的に事業を実施していない（予算の大半が委託費に計上されている）申請など、本来の趣旨とは異なる内容の申請が見受けられます。本年度の申請を検討いただく際は、本補助金が「先駆的産業技術研究開発補助金」であることを踏まえ、申請事業の先駆性や研究開発の意義を明確にした上で申請ください。

●本補助事業に関する説明動画について

本補助事業に関する説明会をwebで実施しています。以下よりアーカイブ動画の視聴が可能ですので、申請をお考えの事業者は必ずご覧ください。

URL: https://youtube.com/channel/UCYsk8ZPno_TB0hAgwgZuxVg?si=qmaQD8PUN9NB80Us

(You Tube 検索画面にて「成長産業推進課」と検索することも可能です。)

趣旨・目的

県では、平成22年4月、「和歌山県新技術創出推進条例（平成21年10月施行）」に基づき、卓越した新技術の創出を推進することにより、先端的な新たな産業の振興と既存産業の高付加価値化を図り、活力あふれる本県経済を実現するための方策を定めた「和歌山県産業技術基本計画(令和2年5月改定)」(以下「基本計画」)を策定しました。令和6年4月には「わかやま成長産業開拓ビジョン」(以下「ビジョン」)、令和7年12月には「和歌山県総合計画」(以下「総合計画」)を策定し、成長分野の産業集積を目指した企業誘致や、成長産業分野への県内企業参画に向けた研究開発等の取組支援を主な実施施策としています。

本事業は、基本計画、ビジョン及び総合計画を踏まえ、先駆的な産業技術及び当該技術を活用した事業の研究開発を行う県内企業等の取組を支援することで、先駆的産業技術を活用した新産業の振興及び既存産業の高付加価値化を通じた県経済の活性化を目指しています。

補助対象事業

事業者並びに県立試験研究機関、大学及び高等研究機関等(以下「公設試等」という。)が保有する技術シーズを活用して、先駆的産業技術及び当該技術を活用した事業を確立するための事業者単独の研究開発事業又は公設試等との共同による研究開発事業。次の種類のいずれかに申請することが可能。

- (1) チャレンジ支援 経営の新たな柱となりうる事業を探索する基礎研究開発
- (2) シーズ実装 仮説検証や実用化検証を通じて事業創出を目指す応用研究開発

補助対象事業者

チャレンジ支援、シーズ実装のいずれへの申請でも、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ア 申請者は事業者(開業届を提出済の個人事業主を含む)であること
- イ 補助事業において自らが主体的に研究開発を行うこと
- ウ 補助事業申請時において、本補助金の補助事業実施期間中でないこと

また、事業者の拠点等は、以下のいずれかを満たす必要があります。

- ア 和歌山県内に事業所を有していること
- イ 補助事業期間内に事業所を県内に構える予定があること
- ウ 補助事業の主たる実施場所が県内であること

拠点等について、上記のいずれも満たしていないことが明らかとなった場合、補助金の返還を求める場合があります。

補助率等

- (1) 補助率：補助対象経費の3分の2以内(補助対象経費については後述)
- (2) 補助金額：チャレンジ支援 500万円以内/件
シーズ実装 2,000万円以内/件
- (3) 補助対象期間：チャレンジ支援 1年(交付決定のあった年度のみ)
シーズ実装 最長3年(交付決定のあった年度の翌々年度末が限度)
今回の場合、令和8年度(交付決定の日)～令和10年度末(令和11年3月31日)までとなります。

※シーズ実装については、何年間の事業であっても補助金額は1件2,000万円までです

重点支援分野

採択にあたっては、基本計画に掲げる以下の分野について優先的に行います。

- (1) ロボット等加工・組立技術分野
- (2) 化学分野
- (3) 医療・福祉分野
- (4) バイオ・食品分野
- (5) エネルギー・環境分野
- (6) IT・情報分野
- (7) 農業・林業・水産業分野
- (8) 航空・宇宙分野

※上記以外の分野も補助事業の対象となります。

審査について

選定にあたっては、事務局による書類の確認及び審査委員会による審査により、事業目的に適うと認められる研究事業を選定します。

また、申請者には必要に応じて事前ヒアリング（又は現地調査）を実施し、審査委員会による審査では申請者からプレゼンテーションを行っていただきます。（ハイブリッド開催対応可）

審査のポイントは主に以下の内容となります。（「チャレンジ支援」と「シーズ実装」で評価する項目内容は同じとなりますが、それぞれで重視する項目は異なります）

- ① 取り組もうとする研究開発事業の新しい開発要素、先駆性
- ② 取り組もうとする技術的課題と実現可能性
（開発方法や内容、規模の妥当性。役割分担や計画の妥当性）
- ③ 市場性評価（市場における優位性等）や事業化のインパクト
- ④ 地域経済、地域産業への貢献度
- ⑤ 事業化に向けたリスク認識と対応方針
- ⑥ 予算計上する費目配分の妥当性

補助対象経費一覧

経費区分	経費内訳	内容
人件費	研究開発従事者人件費	申請事業に直接従事する研究者の人件費 「人件費の算定における積算方法について」（HP に掲載）を参考に算定ください 《補助対象経費の要件》 ※申請時に雇用予定者も含め、「 <u>事業関係者一覧表</u> 」に <u>記載する必要があります</u> 。【別記第3号様式】 ※従事時間を特定するため、研究日誌・業務従事日誌の作成が必要です。

報償費	専門家謝金	講師、調査研究員等の外部専門家への謝金 ※外部（大学、公設試、他企業の専門家）から専門家を招聘して実施する研究会の開催、または、技術指導を受ける場合に要する経費です。 ※技術指導を受けた場合、技術指導日報の作成が必要です。
旅費	専門家旅費	外部専門家への出張旅費。申請事業に従事する研究者への出張旅費 ※補助対象事業者の役職員の場合、学会への参加など、事業内容に直接関係し、成果の進展・普及に資するものと認められる旅費のみ対象です。 ※補助対象事業者の旅費規程により算定します。旅費規程がない場合は実費とします。
	旅費	
需用費	消耗品費	申請事業に使用する消耗品類
	食料費	申請事業に関し外部専門家を招聘して実施する研究会での茶菓料（必要最小限であること。） ※外部（大学、公設試、他企業）から専門家等を招聘して実施する研究会等で提供されるもので、必要最小限の範囲で補助対象となります。
	印刷製本費	本事業に係る報告書の印刷経費や試作品等の資料印刷費、写真現像焼き付け料等
	修繕費	本事業で購入した備品に係る費用
役務費	通信運搬費	郵送料・配送料（電話代・インターネット利用料は含まれない。）
	手数料	閲覧手数料、各種調査手数料等
委託料	委託料	調査・研究・試験分析委託料等 ※事業を行うために必要な調査、研究、試験分析、または機械保守等の作業で事業者が直接実施することができないものが対象です。 ※公設試験研究機関等への委託料を含みます。また、委託先の資産となるものは補助対象外です。
	外注加工費	機械工作等外部への製作加工委託料 ※本事業を行うために必要な資材・部品の制作費等で事業者が直接実施することができないもの（機械装置又は工具器具部品等の設計、製造、改造、据付け等）が対象です。
使用料及び賃借料	使用料、賃借料	会場使用料、研究用機器等の賃借料等 ※借用期間が補助対象期間を超える場合は按分し補助対象期間分のみを補助対象とします。

原材料費	物品購入費	申請事業における試作品等の原材料となる物品の購入費 ※開発品の構成部分、研究開発等の実施に直接使用し消費される原料、材料及び副資材費の購入に要する経費（例：鋼材、機械部品、電器部品、化学薬品、試験用部品など）が対象です。
備品購入費	備品購入費	申請事業に直接必要な備品の購入費 ※本事業用のソフトウェア、備品、機械装置等購入費が対象です。生産設備は対象外です。 ※取得財産は、「取得財産等管理台帳」を作成し、管理する必要があります。
その他知事が必要と認める経費	その他経費	特許出願経費（特許庁に納付される特許出願手数料等を除く。）及び特に知事が必要と認めた経費等 ※特許出願経費としては、研究開発成果の事業化にあたり必要となる特許権の取得に要する弁理士の代行手続きや外国特許出願のための翻訳料など特許取得に関連する経費のみ対象。特許庁に納付される特許出願手数料等は、補助対象外です。 ※学会・セミナーへの参加申込み費用は、知事が必要と認める経費の対象です。
消費税及び地方消費税		原則対象外 ※この表における支出に伴う消費税及び地方消費税で要綱第9条第3項に定める額は対象です。

補助対象外となる経費の例

- (1) 契約から支払いまでの一連の手続きが、毎年度の補助対象期間内（毎年度の交付決定の日からその年度末まで）に行われていない場合
- (2) 人件費で給与・報酬等の支払実績、及び研究日誌、業務日誌等の研究実績が確認できない場合
- (3) 見積書、契約書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備の場合
- (4) 事務用品（ボールペン、消しゴム、トナー、インク等）
- (5) 事務用備品（机、椅子、PC、コピー機、プリンター等）
- (6) 当該補助事業に直接的な必要性が認められない消耗品、備品、原材料、委託料等（補助対象期間完了時点で未使用の消耗品、備品、原材料等を含む）
- (7) 「会食」「儀礼」を目的とする費用（講師等接待費、懇親会経費、土産代等）
- (8) 外注加工費、委託料等の委託先事業者が再委託を行った場合
- (9) 研究委託料等において委託先の資産となるもの
- (10) 研究開発を行うための構築物（プレハブ等の建物）

人件費の算定について

研究開発に直接従事する研究者の人件費については「人件費の算定における積算方法について」(HPに掲載)に基づいて算定ください。

人件費＝1時間あたり労務費単価×当該事業に直接従事する時間数

今後雇用予定の者についても、上記に準じた合理的な算定をすること。

補助対象経費に係る留意点

- ・ 補助対象経費は、本研究事業に直接必要な経費のみ認められます。
- ・ 人件費に算入できる「研究者」とは、申請事業者に属する人物で、本研究事業に関する相応の学歴・職歴等があり、専門的知見を有すると認められる者です。事業推進にあたって実際に、立案、調査、設計、試験、分析等の一連の研究業務に従事する者で、別記第3号様式の「事業関係者一覧表」に名前と役割を記載する必要があります。事業期間内での部署異動や新規採用等（臨時に雇用したアルバイトやパート従業員を含む）で該当者が変わる場合は「内容変更承認申請（別記第5号様式）」を必ず提出ください。（成果報告書提出時までに変更承認申請が出されていない場合、該当者の人件費を補助対象経費として認定できない可能性がありますので、ご注意ください。）
- ・ 製造販売に使用する機械装置、工具器具、原材料、消耗品等は対象外。本事業で購入した機械装置等を製造販売用に転用した場合、補助金を返還していただきますのでご注意ください。
- ・ 補助事業の交付決定を受けた日以前の経費は対象外です。対象経費に係る契約や発注は交付決定日以降としてください。（事業の準備のための見積書の徴取は可能です。）

申請方法について

- ・ 提出書類は以下のとおりです。
 - ①補助金交付申請書（別記第1号様式）
 - ②補助金交付申請内訳書（別記第1号様式）
 - ③補助申請者概要書（別記第2号様式）
 - ④補助金事業計画書（別記第3号様式）
 - ⑤収支予算書（別記第4号様式）
 - ⑥申請事業の内容が分かる書類の写し（必要に応じて提出）
 - ⑦経費の積算根拠となる書類（見積書）の写し
 - ⑧商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書（原本）
 - ⑨定款の写し
 - ⑩最近2か年の財務諸表の写し
 - ⑪会社の事業内容の詳細がわかる書類（会社のカタログ等）
 - ⑫（対象の方のみ）概算払いを必要とする理由書（別記第4号の2様式）
- ・ 申請様式は県HPからダウンロードできます。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/senku_bosyu.html

- ・ 提出方法

上記の提出書類一式を提出期間内に下記まで郵送又は持参してください。（当日消印有効）

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県 成長産業推進課 エネルギー政策班

「先駆的産業技術研究開発支援事業担当者」あて

申請等に係る留意点について

- ・提出された書類は返却しません。
- ・複数年事業（2カ年又は3カ年の計画事業）として申請する場合には、年度毎の補助事業計画、成果目標、支出計画等を作成する必要があります。
- ・補助金は年度毎に支払うので、資金計画等無理のないものにしてください。
- ・創業5年目以内の事業者で年度途中で概算払いを受けようとする場合は、あらかじめ「概算払いを必要とする理由書」を提出してください。
- ・補助対象経費の算定に当たっては、事業完了後の確定額と大きな差額が生じないように充分精査してください。
- ・補助対象となる事業が、国、県、その他の公的機関から既に補助金、助成金の交付又は支援を受けている場合、または今後受ける予定がある場合は、本事業の対象外です。

申請～補助金交付決定までのスケジュール

- (1) 申請書提出期間：4月8日（水曜日）～5月22日（金曜日）
- (2) 審査会：6月中旬～6月下旬
- (3) 採択決定：6月下旬頃
- (4) 交付決定：7月上旬頃

※スケジュールは都合により変更する場合があります。

※採択案件の事業者名および研究開発テーマについては、後日県のHPにて公表いたします。

採択後の流れと交付決定について

- ・補助対象期間は最長3年ですが、年度毎に交付決定と支払いを行います。
- ・令和8年度は初年度分（令和9年3月31日まで）の補助金を交付決定します。
- ・次年度以降は、改めて本県の定める期間内に当該年度分を申請する必要があります。
- ・令和8年度の採択で、次年度以降の交付決定が保証されるものではありません。

補助金の支払いについての注意事項

毎年度の補助事業完了後、15日以内に補助事業の実績報告を提出していただきます。その後、実績報告の審査及び現地調査を行い、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められれば、交付すべき補助金額が確定します。

実績報告においては、報告書、見積書、契約書、納品書、請求書、支払いが確認できる書類（領収書、振込控え等）、成果品の写真、図面等を確認しますので、関係書類を必ずその行為がいつ行われたのか日付等で確認できる状態で、整理・保存しておいてください。

確認できない費用は補助対象から除外するのでくれぐれもご注意ください。

※ 人件費については、以下の書類を確認します。

就業規則、給与規程、給与明細、賃金台帳、給与の支払額がわかる書類（振込控え等）、営業カレンダー、出勤簿、タイムカード、業務従事日誌（本人が毎日記載し、責任者による押印のあるもの）等

事業成果の検証

事業2年目、3年目に進捗状況を確認するため、必要に応じ中間報告を実施します。報告は審査委員会において審査します。審査結果によっては次年度の補助を打ち切ることがあります。

また、事業期間完了後も研究開発の成果として、技術の発展性や事業化への進捗状況を確認するため、以下の内容を含む報告を義務づけます。(補助期間終了後5年間)

- ・ 市場に投入された製品等の収益状況
- ・ 取得した特許の一覧
- ・ (国等の)競争的資金の獲得状況 等

事業化等により一定以上の収益を得た場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に返納していただくことがあります。

申請にあたっての個別相談について

公益財団法人わかやま産業振興財団と連携し、本事業への申請に関する個別相談を受け付けています。個別相談では、技術面や事業化等の側面から、専門家によるアドバイスを行っていますので、必要に応じてご活用ください。

※個別相談は事業の採択を保証するものではありません。

相談の申し込みや詳細については、下記までご連絡ください。

公益財団法人わかやま産業振興財団 テクノ振興部

和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階

TEL:073-432-5122

Mail:tk7@yarukiouendan.jp

採択後のサポートについて

採択後においても、事業の推進を目的に、上記財団と連携し、技術面・事業化に向けてのアドバイス、関係機関のご紹介などのサポートを行います。

詳細については、県成長産業推進課(073-441-2373)までご連絡ください。

その他留意点について

申請内容における個人情報等は本事業にのみ使用し、その他の目的に使用することはありません。

また、申請書には、未発表な研究成果や研究アイデア等が記載されていることから、審査者には、守秘義務の徹底を義務付けています。